

別表第1（第4条関係）

補助事業名	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業
補助対象経費	既存木造住宅（注1）の所有者等が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存木造住宅（注1）の所有者等が、登録工務店に依頼して行う当該住宅の耐震改修に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する	
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの	
	①耐震診断士が設計するもの	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	②いの町木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づき、耐震診断をおこなった結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果、評点が1.0未満と診断された住宅に係るもの	
	③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は町長が別に認めたもの。	③次のいずれかに該当するもの。 a. 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの。
	④原則として、引き続き当該事業により作成される耐震改修計画に基づき耐震改修工事を行うものであること。	b. 特殊型 a.と同等以上の耐震性があると町長が認めたもの。
	・過去にこの事業による補助を受けていない住宅であること。 ・対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。	
補助限度額	330,000円/戸	1,300,000円/戸 ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と1,300,000円との差額までとする。また、利子給付制度（注2）を利用する場合の補助限度額は、725,000円/戸とする。
	補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、その額とする。 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	

（注1）店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗部分の床面積が、延床面積の2分の1未満であること。

（注2）利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震化改修融資への利子補給制度をいう。

別表第2（第4条関係）

補助事業名	非木造住宅 耐震診断費補助事業	非木造住宅 耐震改修設計費補助事業	非木造住宅 耐震改修費補助事業
補助対象経費	既存非木造住宅（注1）の所有者等が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存非木造住宅（注1）の所有者等が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存非木造住宅（注1）の所有者等が建設業者に依頼して行う当該住宅の耐震改修に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）
耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する			
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの	①一級建築士又は二級建築士が設計するもの	①一級建築士又は二級建築士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの	
②一級建築士又は二級建築士により実施するもの	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士又は二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの		
③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの。	③耐震改修計画について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	③耐震改修工事について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの
・対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。			
・過去にこの事業による補助を受けていない住宅であること。			
補助限度額	84,700円/戸	330,000円/戸	1,300,000円/戸
補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、その額とする。			
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

（注1）店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗部分の床面積が、延床面積の2分の1未満であること。

別表第3（第4条関係）

補助事業名	家具等安全対策支援事業
補助対象経費	<p>①住宅の所有者等が登録工務店に依頼して行う家具等の転倒防止、収納物の落下等防止、ガラスの飛散防止に要する経費</p> <p>②住宅の所有者等が電気工事業者等へ依頼して行う、感震ブレーカーの設置に要する経費</p> <p>安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。</p>
補助要件	<p>過去にこの事業による補助を受けていない世帯であること。</p> <p>ガラスの飛散防止については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散の恐れのないと判断されるものではないこと。 ・飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、JISA5759のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満足するものであること。 <p>感震ブレーカーの設置については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカーとは、地震により感震センサーが揺れを感知し、又はおもりの落下によりブレーカーを落として電力供給を遮断する等、地震時、もしくは地震後の通電による電気火災の抑止のため有効に作動する機器をいい、それを内蔵する機器も含む。 ・感震ブレーカーを地震時の電気火災の抑止のため有効に作動するよう設置を行うもの。
補助限度額	<p>32,000円/件</p> <p>補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、その額とする。</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>

別表第4（第4条関係）

補助事業名	コンクリートブロック塀等安全対策事業
補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等（注）を、所有者が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助限度額	400,000円/件
	補助限度額については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第12項に規定する交付対象限度額以内とする。 補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、その額とする。 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- ①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～8を適用する。）に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
- ②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

別表第5（第4条関係）

補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助対象経費	老朽住宅等（注1）を、所有者が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うものであり、同一敷地内につき1回限りとする。
補助率	<p>（1）老朽住宅等のうち空き家住宅（注2）に該当する建築物 木造については除去工事費（見積額）又は33,000円×延床面積（㎡）のいずれか少ない金額の5分の4以内 非木造については除去工事費（見積額）又は47,000円×延床面積（㎡）のいずれか少ない金額の5分の4以内 補助限度額：1,645,000円/件 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>（2）老朽住宅等のうち空き家住宅に該当しない建築物 除去工事費（見積額）の5分の2以内 補助限度額：548,000円/件 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>

（注1）「老朽住宅等」とは、以下の①～③いずれかをみたすものとし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- ①木造等においては別添測定基準表1の評点の合計が100点以上のもの
- ②鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2の評点の合計が100点以上のもの
- ③コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の評点の合計が100点以上のもの

（注2）「空き家住宅」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項で規定する「空家等」であって、主に居住の用に供される建築物又は建築物の部分を用いる。また、併用住宅の場合は居宅部分の床面積が2分の1以上のものとし、居住部分の除却に要する経費のみを補助対象とする。

別表第6（第4条関係）

補助事業名	木造住宅除却費補助事業
補助対象経費	耐震性の低い木造の既存住宅（注1）を、所有者が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する耐震性の低い木造の既存住宅又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する耐震性の低い木造の既存住宅の除却を行うものであり、同一敷地内につき1回限りとする。
補助率	耐震性の低い木造の既存住宅の除却に要する経費の100分の23 ただし、当該住宅の除却に要する経費は、耐震改修等に要する費用相当額（注2）以内とする。 補助限度額：300,000円/戸 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注1）「耐震性の低い木造の既存住宅」とは以下①または②のいずれかをいう。

- ①木造住宅耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された木造の既存住宅。
- ②令和6年1月30日国住市第40号住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）別添「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、補助事業者が倒壊の危険性があると判断した木造の既存住宅。

（注2）耐震改修等に要する費用相当額は、当該住宅の延床面積に、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第III編第1章イ-16-(12)-①第3項に規定する交付対象限度額を乗じたもの。

点検表 1

補強コンクリートブロック塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	いいえ	はい
		高さ2m以下で10cm未満	いいえ	はい
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている	はい	いいえ
4	控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8	その他	塀が土留め壁を兼ねている。又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価		8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	いいえ	はい

上記のとおり、補強コンクリートブロック塀の点検結果を報告します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

点検表 2

組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1.2mを超えている	いいえ	はい
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7	その他	塀が土留め壁を兼ねている。又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価		7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	いいえ	はい

上記のとおり、組積造の塀の点検結果を報告します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

測定基準表 1

木造の住宅等の老朽度の測定基準

評価区分		評価項目	評価内容	評点	最高 評点
1	構造一般の 程度	①基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の腐朽 又は破壊の 程度	③基礎、土 台、柱又は はり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破 損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、 はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の 数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するも の	50	
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著し く崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁（注）	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の 露出しているもの（注）	15	
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく 下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じ ているもの（注）	25	
		⑤屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりの あるもの	15	
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、た る木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は 避難上の構 造の程度	⑥外壁	
延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの			10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

合計 点

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

測定基準表 2

鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準

評価区分		評価項目	評価内容	評点	最高 評点
1	構造一般の 程度	①基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の劣化 又は破壊の 程度	③基礎、 柱、はり又 は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁（注）	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの（注）	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25				
3	防火上又は 避難上の構 造の程度	⑥外壁	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	30
			外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	

合計	点
----	---

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

測定基準表3

コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準

評価区分		評価項目	評価内容	評点	最高 評点
1	構造一般の 程度	①基礎	耐力壁の基礎がコンクリートブロック造でないもの	10	55
			耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
			基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の劣化 又は破壊の 程度	③基礎、 柱、はり又 は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁（注）	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの（注）	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根（ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表1の測定基準及び評点を適用するものとする。）	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	
外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30				

合計	点
----	---

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

箇所	項目	例	該当する 項目に○
建物全体	①全体又は一部に崩壊がある	・建物全体が崩壊・落階している	
		・屋根や外壁の一部が脱落している	
		・柱が折れている	
		・外壁に亀裂や穴が生じている	
	②全体又は一部に変形がある	・建物全体が傾いている	
		・棟がうねっている	
		・軒先が垂れている	
		・柱や壁が傾いている	
		・床に起伏がある	
	地盤・基礎	③地盤沈下が生じている	
④基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック等）である		・基礎が玉石、石積み、ブロック、レンガ等である	
⑤基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる		・基礎がひび割れている	
		・基礎の一部が欠けている	
		・鉄筋の露出や鉄筋のさび汁が見られる	
老朽・腐朽		⑥柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	・部材が食害されている（特に床下や小屋裏等の暗くて多湿な箇所を確認）
	・白蟻の巣がある		
	・部材に虫がわいている		
	⑦柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	・部材が湿気等により腐っている	
		・部材にカビが生えている	
	⑧柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	・部材に穴がある	
		・部材が欠けている	
		・部材に亀裂が見られる	